

えん罪名張毒ぶどう酒事件 名古屋高裁判事2部(門野博裁判長)の不当決定は許さない！断固抗議する！

名古屋高等裁判所刑事2部(門野博官僚裁判長)の棄却決定は判例違反の違法不当なもの！

12月26日名高裁判所刑事2部の棄却決定は、最高裁が白鳥決定、財田川決定で示した「全ての証拠を総合評価」し、「再審裁判においても刑事裁判の原則である『疑わしきは罰せず(被告人の利益に)』を適用する。」という判例を大きく逸脱し、判例違反を侵しているので到底許すことはできません。本件決定は、「明らかに死刑判決を庇い、死刑判決をなぞった。」としか思えない代物です。

たとえば、毒物に対する判断一つとっても、新証拠が他の毒物の可能性があるという問題(疑問)を提起しているのに、この疑問には答えず、自白や状況証拠と併せて検討すると有機燐系毒物であることから請求人が所持していたとする「ニッカリン・Tである可能性がある。」と断じ、新証拠を排斥しています。

このような手法で、弁護団が数々の新証拠を示して投げかけた死刑判決への疑問には全く答えず、5次、6次再審請求審の不当決定、それも裏付けのない裁判官たちの推論までも引用して「死刑判決並びに第5次、第6次再審の不当決定を墨守」するという訴訟姿勢が貫かれ、ことごとく新証拠を排斥しています。言い替えれば、「完全無罪を証明しない限り再審の扉は開かない。」と言わんばかりの内容で、死刑判決、第5次、第6次再審請求審の各不当決定の「おさらい」をしたに過ぎません。



木泉名張事件日弁連弁護団長とずれた視点で審理に臨んだものと批判せざるを得ません。言い替えれば全く審理を尽くさないまま不当違法な決定を下したものと批判せざるを得ず、このような裁判官らの姿勢を厳しく世に問うものです。

審理不十分で、検察に偏った不公平な審理！

また、検察への証拠開示に関しても、あのような決定を出すならば、証拠開示を求めて未提出証拠も含めて総合評価をすべきですが、検察へは勧告に留まるだけで検察の数々の不正な証拠を追及せずに見逃していることは公正厳正に審理を尽くしたとは到底言えません。

さらに悪質なのは、死刑判決の数々の矛盾から目を背けて弁護団が提出した新証拠をまず排斥し、「旧有罪証拠を羅列して再審請求を退ける」という手法です。その点でも、第7次審の開始決定とは全く逆の姿勢・視点で貫かれた本決定には、刑訴法第435条(再審)は不用だと言わんばかりの国民を見下した「裁判官には誤りはないと言わんばかりの傲慢な『官僚裁判官の体質』」が露骨に浮き彫りとなっており、再審手続における請求人の不利益(人権)を救済するという視点は微鈴塵も見られません。再審請求が「無罪の救済」というものであることからすれば、門野裁判長らは、出発点からもともと

えん罪名張毒ぶどう酒事件の再審を勝ち取り
奥西勝さんを死刑台から取り戻す全国ネットワーク

514-0033 津市丸之内33-26城北ビル2F

059-226-0451 Fax 059-223-0957

裁判官官僚の横暴は許さない！
司法(刑事裁判)を国民の手に取り戻そう！

私たちは、門野博裁判官が、最高裁人事により名古屋高裁に赴任した時に、一つの目的を持って赴任したのではないかとの一抹の不安を抱きましたが、恐れていたことが見事に反映した結果であることからすれば、最高裁の『再審手続』を『死に体』にして葬り去ろうという政治的意図を意識せざるを得ません。

このような「政治的なもくろみ」を許せば、再審事件において、請求人や弁護団の必死の努力とその成果は全く取り上げられることなく投げ捨てられて、通用しなくなることは火を見るよりも明らかです。

奥西勝さんの再審を求める行動は、正当で社会正義に合致し、国民の思いとも一致するもの！

私たちは弁護団がこつこつと積み上げてきた新証拠は正当なものであることを確信しています。そして、奥西勝さんの再審開始を求める行動こそ社会正義に合致し国民の思いと一致するものであり、私たちの支援運動こそ国民の声であると確信しています。

社会正義を実現するという立場において、最高裁を頂点とする一部裁判官官僚の「政治的なもくろみ」を阻止するための「新たな運動」を模索しながら、国民に広く運動への参加を呼びかけ、このような裁判官官僚たちの「政治的意図」を粉砕しなければならないと決意しています。

当然、私たちは請求人である奥西勝さんと弁護団との団結をさらに一層深め、奥西さんを死刑台から取り戻すまで全国の支援者の皆さんとともに奮闘することを確認し、最高裁とのたたかいに臨むものであることを強く決意しています。



(参考：刑訴法抜粋)

第435条 再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うこと ができる。

- 1 原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。
- 2 原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は翻訳が確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。
- 3 有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡を受けたときに限る。
- 4 原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により変更されたとき。
- 5 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は 無効の判決が あつたとき。
- 6 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認め た罪より 軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。
- 7 原判決に関与した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述 をした検察官、 検察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に関する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但 し、原判決をする前に裁判官、 検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその 事実を知らなかつたときに限る。

〔抗議 先〕

〒460-8503 名古屋市中区三の丸1-4-1 名古屋高等裁判所刑事2部 TEL 052-203-2611

裁判長 裁判官 門 野 博 様